

令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設への影響

1 施設の休館及び開館時間短縮要請の期間

要 請 の 内 容	対 象 期 間	対象施設
開館時間の短縮 (20 時まで)	令和3年4月5日～7日	体育会館
開館時間の短縮 (20 時まで)	令和3年4月8日～24日	4 施設
施設の休館	令和3年4月25日～6月20日(57日間)	4 施設
開館時間の短縮 (20 時まで)	令和3年6月21日～7月11日	4 施設
開館時間の短縮 (21 時まで)	令和3年7月12日～8月1日	4 施設
開館時間の短縮 (イベント：21 時まで) (上記以外：20 時まで)	令和3年8月2日～9月30日	4 施設
開館時間の短縮 (21 時まで)	令和3年10月1日～24日	4 施設

※上記のほか、イベント開催時の収容人数の制限なども要請

2 1に係るキャンセル料等補填額

施設名	キャンセル料等補填額
漕艇センター	249千円
臨海スポーツセンター	20,317千円
体育会館	91,295千円
門真スポーツセンター	70,634千円
計	182,495千円

<参考>大阪府の対応方針（財務部長通知）

1 利用者への対応

休館に伴い予約済みの案件は解約、徴収済みの利用料金は全額返金（キャンセル料は不徴収）

2 指定管理者への対応

(1) キャンセル料相当額は、府が負担する。

(2) 休館による減収への対応については、休館補償としてではなく、当該施設の運営にかかる資金繰り等、各施設や指定管理者の置かれている状況、協定等の内容が施設により異なることを踏まえ、個別に対応する。